



愛知淑徳大学ビジネス学部教授  
公認会計士

前田 篤

以降開催を推し進めるための施策である。しかしながら、昨年度、株主総会開催を7月以降に変更した会社は皆無である（全国株懇連合会調査）。

まえだ・あつし 監査論 会計  
実務。慶應義塾大学経済学部卒業。  
監査法人伊東会計事務所（現PwC  
あらた有限責任監査法人）などを  
経て現職。1959年生まれ。

株主総会シグンが終わつた。2016年6月、政府の「日本再興戦略2016」では、現状、6月下旬に集中している株主総会開催日を開示書類作成、監査の期間、株主の議案検討等の時間を見充分確保するための環境整備促進を打ち出している。これは、諸外国では決算日より4ヶ月以降開催が一般的であることを踏まえ、わが国においても3月期決算会社の株主総会7月

## 利用者ファーストの制度改革を

今年も3月期決算会社の株主総会開催が終わつた。2016年6月、政府の「日本再興戦略2016」では、現状、6月下旬に集中している株主総会開催日を開示書類作成、監査の期間、株主の議案検討等の時間を見充分確保するための環境整備促進を打ち出している。これは、諸外国では決算日より4ヶ月以降開催が一般的であることを踏まえ、わが国においても3月期決算会社の株主総会7月

## 周回遅れの開示制度

ネックとなつてゐるのは、「会社法で定める「議決権行使基準日から権利行使日ではない」という規定である。使基準日から権利行使日である株主総会までの期間は3か月以内でなければならぬ」となつてゐる。そもそもわが国の上場会社においては、会社法、金融証券取引法それぞれの開示書類作成義務があり、加えて取引所向けの決算短信も作成しなければならない。最近になつてようやく、これら同じような複数の開示書類の字句・様式等の共通化が図られるようになつたが、上場会社において、これらをその都度それぞれ能となつたのであるが、これも全く定着しておらず、2017年3月期決算会社で16社（0・7%）（EY）

一方、2009年の開示基準改正により株主総会前に有価証券報告書提出が可能となつたのであるが、これも全く定着しておらず、2017年3月期決算会社で16社（0・7%）（EY）

開示書類が一本化・一元化は充分可能であると思われる。

日本市場を活性化させ、イニシアチブを取るために株主・投資家にとって極めて有用な議決権行使のための情報であり、いまだ大多数の会社が株主総会後これを開示している現状は、はなはだ異様な光景である。株主総会の7月以降開催についても、これが推奨される最大の理由は株主・投資家にとって、議決権行使のための有用かつ充分な情報が提供され、これを検討するための時間を充分確保することにある。有価証券報告書の総会前提出についても、上記16社について中身を見てみると株主総会の

数日前の提出であり、その本来的な目的を達成しているとは、とても言い難い現状である。

日本市場においては、会社法、金融証券取引法それぞれの開示書類作成義務があり、加えて取引所向けの決算短信も作成しなければならない。最近になつてようやく、これら同じような複数の開示書類の字句・様式等の共通化が図られるようになつたが、上場会社において、これらをその都度それぞれ能となつたのであるが、これも全く定着しておらず、2017年3月期決算会社で16社（0・7%）（EY）